



日環協

No. 07-009

NEWS RELEASE

報道関係資料

2007年8月27日

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

基準・認証課 TEL03-5114-1253

国内市場における雑誌、書籍の古紙利用を促進

～古紙から古紙へのリサイクルを規定する「紙製の印刷物」認定基準を制定～

財団法人日本環境協会(理事長:加藤陸美)は2007年8月27日に、エコマーク商品類型No.120「紙製の印刷物 Version2」の認定基準を制定しました。

国内の古紙の回収率やリサイクル技術は年々向上していますが、古紙リサイクルにおいて、板紙ではほぼ古紙が使用されているのに対して、紙への古紙の利用率は3～4割弱と低いのが現状です。印刷物がユーザーに対する環境配慮への普及啓発に優れていることは確かであり、この印刷物の特性を活かすことは意義があると考えられます。

エコマーク認定基準では下記のとおり、従来の古紙の使用や印刷インキにおける環境配慮に加えて、さらにその印刷物を従来よりも上質な紙へのリサイクルを可能とする紙・インキの種類、製本加工の資材などの使用を規定しています。また、印刷、製本工程における環境に配慮した取組(製造方法)を要求するなど、資源採取、製造、流通、使用消費、廃棄、リサイクルの観点より総合的に環境配慮に優れた印刷物を認定していきます。

事業者から消費者へ向けての環境に関する情報提供ツールとして、環境報告書などにエコマークを積極的に活用されるとともに、一般の雑誌、書籍などにもエコマーク表示が広がっていくことで、社会全体の環境配慮行動、国内における古紙の利用が促進されていくことが期待されます。



この印刷物は、環境に配慮された原材料を使用し、リサイクルを考慮して製作されています。不要となった際は、回収リサイクルに出しましょう。

<主な認定基準案のポイント>

- ① 印刷物中の古紙パルプ配合率が70%以上であること
- ② VOC等の基準に適合したエコマーク認定印刷インキを使用すること
- ③ 再度リサイクルできる適正な印刷物資材を使用すること
- ④ 印刷、製本工程において、環境に配慮した製造方法(取組)がなされていること

* 詳細はホームページをご覧ください。 URL = <http://www.ecomark.jp/econews.html#b71>

<本件に関するお問い合わせ先>

財団法人日本環境協会 エコマーク事務局
漣(基準・認証課)、澄川(基準・認証課)、坂本
TEL 03-5114-1253/FAX 03-5114-1257

<エコマークについて>

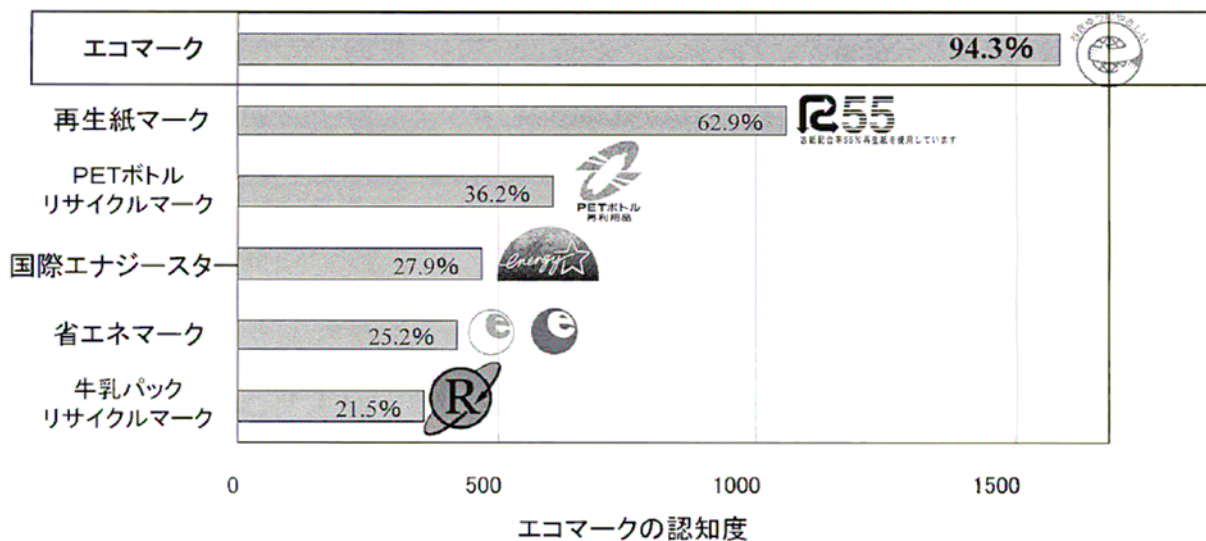
エコマークは、(財)日本環境協会の登録商標です。エコマーク事業は、1989年にスタートし、環境保全に役立つと認められる商品に「エコマーク」を付けることで、環境から見た商品の情報を提供し、環境にやさしく暮らしたいと願う消費者が商品を選択しやすいようにすることを目的としています。

国際標準化機構の規格ISO14024(タイプI環境ラベル表示)に則って運営し、商品のライフサイクル全体(資源の採取～使用後の廃棄・リサイクル)を考慮して策定された認定基準に基づく、第三者認証制度です。

文具から土木製品など幅広い分野毎に認定基準があり、2007年6月末時点での認定商品数は、4,617となっています。詳しい認定基準などは、ホームページより情報が入手可能です(URL = <http://www.ecomark.jp>)。

2004年度にエコマーク事務局が実施した全国一般消費者を対象にしたアンケート調査では、エコマークがもっと認知が高い環境ラベルとなっています。環境省、グリーン購入ネットワーク、等の調査でも同様の結果が得られています。

Q. 次のマークの中であなたが知っているものはどれですか？



「第2回エコマーク商品の消費者モニタリング調査および認知度・信頼性調査」結果報告書
調査対象: 全国一般消費者 n = 1680 (2004年度)